

令和5年4月17日

保護者の皆様

枚方市立第四中学校  
校長 鴨田 慎司

「大阪府自転車条例」及び「道路交通法」改定に伴うお願いについて

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、本校の学校運営にご理解、ご協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、大阪府では、平成28年7月1日から「大阪府自転車条例」により、自転車事故の備えと、被害者の救済を図る趣旨から自転車利用者（未成年者の場合は保護者）に対し、自転車を使用する場合の自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられています。

また、併せて令和5年4月1日より道路交通法の改訂に伴い、自転車の運転については、ヘルメットの着用が努力義務となります。

本校でも部活動の公式戦及び練習等において自転車を利用することがあります。その際、条例、及び法律の定めるとおり、自転車損害賠償保険等の加入並びにヘルメットの着用が必要となりますので、ご確認いただくとともに、ヘルメットのご準備をいただきますようお願いいたします。

※すでに自転車向け賠償責任保険ご加入、または、自動車保険や傷害保険、共済などにおいて個人賠償責任保険特約がついている保険に加入されている場合は、改めてご加入いただく必要はありません。

《参考》

・道路交通法 第63条の11

第1項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第2項 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第3項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

・条例 <http://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/osakajitensha/>



・自転車保険加入促進リーフレット

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/27645/00368709/zitensvahoken.pdf>



・自転車保険

「おおさか自転車ほけん」一覧表

<https://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/osakahoken/index.html>

